

# 青法協 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会  
弁護士学者合同部会  
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7  
T&Tビル4階パートナーズL/O内  
TEL 03-6907-4516  
FAX 03-6907-4517



ピョンヤン大同江の休日 …連載「風に逆らって」前田朗

## contents

### 青法協東京支部総会議案……2頁～12頁

I 情勢	…… 3
II 憲法改悪に反対し憲法のすそ野を広げる	…… 3
III 人権・民主主義の課題と裁判	…… 5
IV 司法制度問題	…… 6
V 支部活動の現状と2010年の方針	……10

■法政大学の学生弾圧に対し無罪判決 弁護士 河村健夫	……13
□支部例会報告（9月例会）	……14
■連載「風に逆らって」（6）ピョンヤンからソウルまで 前田 朗	……15

# 青法協東京支部総会議案

日時：10月31日（土）13：30～ 場所：弘済会館

## <目次>

### I 情勢

- 1 国際情勢
- 2 国内情勢

### II 憲法改悪に反対し憲法のすそ野を広げる

- 1 自公政権の下での改憲への動き
- 2 民主党の憲法政策
- 3 改憲手続法（国民投票法）
- 4 憲法フェスティバル、憲法ミュージカルの取り組み

### III 人権・民主主義の課題と裁判

- 1 日の丸・君が代関連訴訟
- 2 七生養護学校「こころとからだの学習」裁判
- 3 外国人研修生問題
- 4 原爆症認定集団訴訟
- 5 国際人権に関する取り組み
- 6 メディア問題に関する取り組み

### IV 司法制度問題

- 1 司法改革
  - (1) 法曹養成
    - ア 法科大学院の問題、イ 修習生の問題、ウ 就職難の問題
  - (2) 弁護士増員と人権活動
    - ア 弁護士の経済問題、イ 弁護士の技量習得のための機会の喪失、
    - ウ 国民生活の現状と法曹、弁護士
- 2 始まった裁判員制度

### V 支部活動の現状と2010年の方針

- 1 活動の特徴と支部委員会
- 2 広報の充実
- 3 メーリングリストの活用
- 4 合宿
- 5 定例学習会
- 6 会員向け企画
- 7 定期総会時期の変更

# I 情勢

## 1 国際情勢

2008年9月、アメリカ大手の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻に始まった金融不安は、瞬く間に世界を駆け巡り、世界同時不況に突入した。アメリカ依存、輸出依存の日本経済も、世界同時不況の波に飲み込まれ、日本経済も大きな打撃を受けている。

世界でも、日本でも、経済不況の最大の被害を受けているのは、貧しいものであり、力の弱いものである。

新自由主義経済、グローバル化の中で世界的には持てる国と持たざる国との格差、持てる者と持たざる者との格差は拡大し、利益至上主義の自由主義経済の弊害が指摘されてきたが、その経済思想が破たんした今まさに、弱者の生活と人権の擁護は世界的な差し迫った課題である。

アメリカでは、「チェンジ」を掲げる民主党のオバマ政権が出現し、現在これらの世界的課題に立ち向かおうとしている。その掲げる政策には未だ未知数のものがあり、また、その前途は多難なものがあるが、いち早く国内での貧困対策を打ち出し、国際的にも核兵器廃絶を宣言するなど、これまでと違った思い切った政策への展開の萌芽がみられる。

国際的な人権・民主主義の発展、貧困と飢餓の根絶、地球環境問題等に多くの会員が取り組み、また関心を寄せる青法協東京支部として、これからも世界の動きに注目し、国際平和と人権の実現に努力したい。

## 2 国内情勢

先に行われた8月の総選挙では、民主党が大勝し、1955年以来半世紀以上にわたって日本政治を支配してきた「55年体制」に終止符を打った。民主党の地滑り的な勝利は、これまでの利益誘導の古い政治体質に対する国民の決別の意思表示であり、経済や社会の閉塞感を打ち破り新しい日本の政治を作り出すことに対する期待感の表明に他ならない。それだけに、国民の期待に沿った改革ができるかどうか、政権党

となる民主党及び連立政党の責任は重い。

政権与党、野党にかかわらず、小泉政権以来、規制緩和・自由化のもとで、国内に広がった貧困問題、格差社会、高齢者や母子家庭、障害者の切り捨て政策、派遣労働問題は、日本の再生にとって最優先で取り組むべき課題である。

# II 憲法改悪に反対し

## 憲法のすそ野を広げる

### 1 自公政権の下での改憲への動き

自民党は、2005年11月に新憲法草案を採択した。その内容は、9条2項を削除する一方で、新たに9条の2を設けて、1項で自衛軍の創設を認め、2項で自衛軍の役割について、自衛に加え秩序維持と国際協調活動を掲げるなど、「集団的自衛権」の行使を正面から認めるものである。

また、自公政権は、ここ数年、テロ特措法、イラク特措法、海賊対処法などを制定し、さらに恒久派兵法の制定を目指すなど、現行の憲法の下での自衛隊の海外派兵、解釈改憲を推し進めてきた。

### 2 民主党の憲法政策

ところが、前述のとおり、本年8月の総選挙において民主党が大勝し、同党を中心とする連立政権が実現した。

8月の総選挙においては憲法問題、安全保障問題が主要な争点とならなかったこともあり、今後民主党政権が、安全保障問題につき、具体的にどのような政策を採っていくのかは、現時点においては必ずしも定かでない。しかし、一昨年結成された「新憲法制定議員同盟」に、鳩山由紀夫首相（顧問）、前原誠司国土交通大臣（副会長）ら、同党の主要メンバーが名を連ねていることから、同党が基本的に改憲を目指す方針であることは間違いない。また、これまで民主党は憲法問題につき幾つかの提言を発表しており、これらを見ることにより、憲法に関し同党が目指す方向性が明らかとなる。

すなわち、民主党は、2005年10月に「憲法提言」を公表した。この中で民主党は、従来の自公政権の下における、「解釈改憲による憲法の『空洞化』」を批判し、憲法上、「制約された自衛権」を明確にすると述べている。すなわち、憲法上に自衛隊の存在を明確に位置づけた上で民主的統制（シビリアン・コントロール）を徹底し、そのために憲法附属法として「安全保障基本法（仮称）」を定めるとしている。

さらに、国連の決定に基づく安全保障活動とその他の活動を区分し、後者に対してはこれに参加しないとしつつ、現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動（PKO）への参加を可能にするとし、その活動の範囲には「武力の行使をも含む」としている。

民主党のこのような方針は、2009年の民主党の政策集においても「国連の平和活動」には「国連の要請に基づいて、わが国の主体的判断と民主的統制の下に、積極的に参加します。」とされ、また、マニフェストにおいても「わが国の主体的判断と民主的統制の下、国連の平和維持活動（PKO）等に参加して平和の構築に向けた役割を果たす。」とされているように、現時点においても一貫していることは明らかである。

このように民主党は、無制限な対米追従、軍事大国化を指向してきた自民党との違いはあるものの、国連の集団安全保障の枠内においては、自衛隊を積極的に海外に派兵する方針であり、その範囲においては武力行使も容認するものである。

しかし、たとえ国連決議に基づく活動であろうとも、武力行使を伴う軍事活動は真の平和をもたらすものではなく、真の意味での平和主義、国際協調主義に沿うものではない。たとえば、現在アフガニスタンで行われている、国連安全保障理事会1386号決議に基づく国際治安支援活動（ISAF）は、実際には米軍によるタリバン掃討作戦の一部となっており、民主党の方針通りこれに日本の自衛隊が参加すれば、自衛隊が本格的戦闘に加わることになる。また、現地の対日感情が悪化することは間違いない。

その結果、これまで地道にアフガニスタンの復興支援活動を続け、大きな成果を挙げてきたペシャワール会などの民政支援の継続は、ほぼ不可能になるであろう。さらに民主党の方針によれば、国連の平和維持活動としてであれば、正当防衛、緊急避難に限らず自衛隊の武器使用が認められる可能性があり、むしろこれまでの自衛隊の海外での活動よりさらに広範囲での武器使用が認められることになる。このようなことは、憲法9条が掲げる平和主義の精神と、決して両立するものではない。

今後も民主党の憲法政策、安全保障政策については、注意深く観察していく必要がある。

### 3 改憲手続法（国民投票法）

自公政権下の2007年5月14日、参議院での強行採決により、改憲手続法が可決・成立した。そして、2010年5月18日の施行日が、いよいよ間近に迫りつつある。

改憲手続法が存在しないことは、長年改憲派にとっての大きなハードルとなってきたが、同法の成立により、改憲を実現するための国会の発議と国民投票の手続が整備され、改憲に向けた大きな一歩が踏み出されたと言える。

また、同法はその内容自体についても、最低投票率の定めがない点、改正原案を発議・審理する憲法審査会を構成する委員が各会派の議席数に応じて割り当てられる点など、多くの問題点を抱え、国民主権を具体化した憲法96条の趣旨に合致しない。

現政権は、護憲派の社民党も入った連立政権であること、民主党の中にも改憲に反対する議員が少なからず存在することから、同法施行後直ちに改憲の動きが具体化するとは考えにくい。民主党も基本的には改憲の方針であり、改正原案の内容によっては自民党、公明党と併せて国会の総議員の3分の2以上の多数が改憲に賛成する可能性も十分にあるため、近い将来改憲手続が現実化する可能性も否定できない。

よって、引き続き改憲手続法の動向を注視すると共に、最低投票率等について今後検討することを定めた、参議院の付帯決議（18項目）についても検討していくことが重要である。

#### 4 憲法フェスティバル、憲法ミュージカルの取り組み

本年5月23日、東京の九段会館において、「憲法フェスティバル」が開催された。同イベントは、「憲法のすそ野を広げる」を合い言葉に、それまで憲法にあまり関心がなかった人にも憲法に親しんでもらうことを目的に毎年開催しており、本年で23回目を迎えた。本年は、「活かせ！憲法」と題し、憲法は現実社会の中で活用していくべきものであることを参加者に訴えることをテーマとした。フィリピンの米軍基地撤退をテーマとしたリーディング「虎の杖」の講演、その脚本・演出をされた竹内一郎さんのトーク、歌手の普天間かおりさんの感動的な歌声、未曾有の経済危機をもたらした新自由主義をすどく批判し、憲法の本質を使った新しい社会の創造を訴えられた経済学者の金子勝さんの講演など、もりだくさんの内容で、大変好評を博した。今回も東京支部会員が実行委員会の中心的役割を果たし、さらに多くの支部委員がチケット普及に尽力し、会の成功に貢献した。

また、毎年憲法に関わるテーマを題材とし、東京三多摩地区を中心に公演している「憲法ミュージカル」も、本年11月に公演を予定している。2007年は沖縄戦をテーマにした「キジムナー」、2008年には慰安婦をテーマとして「ロラ・マシンの物語」を公演し、好評を博した。本年は、「有明海の干潟の干拓をテーマとした「ムツゴロウ・ラプソディー」を公演する予定である。この憲法ミュージカルの運営にも、多くの東京支部会員が関わっている。

前述のとおり、政権交代後も引き続き改憲の危険性が現実化しつつある中で、憲法改悪を阻止するためにもっとも重要なことは、市民の護憲意識を高め、改憲に対し国民の過半数が賛成するという事態を生じさせないことにある。そのためには、1人でも多くの市民が「無関心」から脱却し、国民主権における「主権者」であることを自覚し、憲法の意義を十分理解し、民主主義の担い手としての力量をつけていくことが必要である。上記のような集会・イベントは、まさに市民の憲法意識を高めるための試みであり、これまでに確実に成果を挙げている。また、昨今の「9条の会」の活動の広がりなど、多く

の市民運動の成果として、市民の護憲意識は少しずつではあるが高まりつつある。

そして、私たち憲法を護ろうとする法律家には、このような市民運動をリードもしくはサポートし、市民の主権者としての成長を促す責任がある。青法協東京支部としても、よりいっそう積極的に護憲運動に関与していく必要がある。

### Ⅲ 人権・民主主義の

#### 課題と裁判

##### 1 日の丸・君が代関連訴訟

いわゆる「予防訴訟」（国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟）の画期的判決から3年。東京都の教育現場では、変わらず、君が代斉唱時の起立・斉唱の強制と不起立に対する処分が行なわれ、職員会議における挙手による採決禁止等による「ものを言わない教師」が増加、無気力が蔓延している。

そして、「人権の最後の砦」、司法もピアノ訴訟最高裁判決において行政の処分を追随した。

このような状況の下、会員による卒業式での監視弁護により、警察による活動の妨害は目に見えて少なくなった。また、衆院選直前の都議選において民主党が圧勝、遮二無二日の丸・君が代の押し付けを主導した石原都政も任期間近となり、注視すべき新しい局面に入った。

「予防訴訟」も東京高裁判決が間近となるなど訴訟においても新しい局面となっており、ピアノ訴訟最高裁判決を打破すべく、会員諸氏のお力添えをお願いしたい。

##### 2 七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

この裁判は、都立七生養護学校で行われていた性教育「こころとからだの学習」に対し、都議、都教委らが保健室に立入り教材を持ち去り、教員らを厳重注意処分するなどした教育弾圧事件である。本年3月12日、東京地裁は、都議らの行為を政治的な主義・信条に基づき教育に介入したとして「不当な支配」（旧教育基本法

10条)にあたるとした。また、都教委は教員を「不当な支配」から保護する義務があるにもかかわらずこれを怠ったとして保護義務違反を認定し、厳重注意については、教育内容を理由として制裁的取扱をすることは慎重な手続を踏むべきであるとして、裁量権の濫用であるとした。

都や都議らの控訴を受け、原告らも控訴し、現在この画期的な判決を更に前進させるべくたたかいは続けている。

### 3 外国人研修生問題

08年6月、59期・60期の青法協会員を中心に結成された外国人研修生問題連絡会は、弁護士会員が約90名を越え、会員の取り組み訴訟は全国で20件近くになった。09年3月18日には、津地裁四日市支部で、研修生の労働者性を認める初めての判決を獲得し、また、川崎、熊本等の重要事件が結審に近づいている。通常国会における入管法改訂に際しては、制度の抜本的改革を訴え、これは実現しなかったが、第一次受入機関の「責任」を認める文言を入れさせることができた。8月7日には、全国で初めての技能実習生の過労死労災申請を行なった。

### 4 原爆症認定集団訴訟

2003年4月より始まった原爆症認定集団訴訟は、2009年8月6日、日本原水爆被害者団体協議会と前内閣総理大臣・自由民主党総裁麻生太郎氏との間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が交わされたことにより、1審判決の尊重という形で早期一括解決への道筋をつけることができた。

もっとも、多くの東京支部会員が関わる東京訴訟は、原告82名のうち28名がまだ未判決・未認定であり、上記原告ら全員の1審勝訴判決を勝ち取るための活動が残されている。また、原爆症認定行政自体を被爆実態に見合ったものに抜本的に改訂させることも必要である。

これらの活動を、オバマ米大統領のプラハ演説やノーベル平和賞受賞、2010年のNPT再検討会議などのトピックが続く中で、核兵器の廃絶の実現に結びつけていきたい。

### 5 国際人権に関する取り組み

日本国内のみならず、海外における人権侵害に対する会員の取り組みも行われている。2006年に設立された国際人権NGOヒューマンライツナウには、当支部の会員も多数参加しているが、カンボジアにおけるクメールルージュ特別法廷(ECCC)への法的提言、フィリピンにおける超法規的殺害に関する取り組み、タイ・ビルマ国境における法律家養成学校の運営への取り組み、難民の第三国定住に関する日本政府への提言、インドにおける女性への暴力に関する実態調査などの活動が行われている。

### 6 メディア問題に関する取り組み

現在、市民が得る情報の多くはマスメディアを通じて得られるものであるが、その大部分は、政府・官公庁発の情報やコマーシャルリズムに支配された情報、興味本位の犯罪報道などに偏っている。他方、社会的弱者・少数派の意見、人権課題等、本当に必要な社会問題について、十分な情報が伝えられない。

このような状況の中、会員弁護士が中心となって、インターネットを利用した市民メディア「News for the People in Japan」を運営し、日々、マスメディアが伝えない社会問題や裁判情報を提供している。また、メディア問題や裁判員制度問題など、様々な社会問題を題材とした勉強会やシンポジウムも随時開催している。

## IV 司法制度問題

### 1 司法改革

#### (1) 法曹養成

#### ア 法科大学院の問題

法科大学院は当初、司法制度改革審議会意見書において「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」との努力目標が出されていた。ところが、2009年9月11日に発表された新司法試験合格者数は、前年比22人減の2043人であった。新司法試験が始まっ

て以来、合格率は初回から年々低下してきたが、今回は遂に3割割れという過去最悪を更新した。こうした合格率の低下に加え、法科大学院生は、日々のカリキュラムの過密に喘いでおり、自分が将来どのような法曹になりたいのかをじっくり考えたり、様々な人権課題に興味を持つなどする余裕はほとんどない。加えて、法科大学院は、奨学金制度はあるものの、特に私立では、年間の授業料が200万円を超える法科大学院もあり、少なくない法科大学院生には重い経済的負担を強いるものになっている。

青法協は、これまでも高い技能とともに豊かな人権感覚を持つ法曹の養成を求め、修習生・法科大学院生支援に取り組んできた。また、本年8月には、青法協法科大学院生部会が正式に発足した。将来の人権課題の担い手たる法曹の育成という観点からも、今後益々青法協の活動は重要性を増すと思われる。

ただ、現状では、法科大学院は上記のように、極めて問題の多い制度となっており、2005年以降は、定員割れとなる法科大学院も散見されている。そこで、現行の法科大学院について抜本的な改革が必要である。その改善のために、まず本来の少人数による充実した教育との理念に沿った各大学院定員の削減がなされるべきである。既に中央教育審議会は、2008年9月5日に法科大学院の定員の削減・統合を打ち出した。しかし、現状では法科大学院は関東圏・関西圏に集中しており、その反面、法科大学院が1校もない都道府県は20を越えている。本来、司法過疎解消のために法科大学院の全国展開が求められた経緯からすれば、地方の法科大学院の統廃合は問題である。むしろ、大都市圏において、マスプロの授業が展開されている巨大法科大学院がまず定員を削減すべきであろう。

また、法科大学院と司法修習を通算すれば、長期の教育期間となる以上、庶民のための職業人の教育としての特殊性からも、国費助成による法科大学院の学費の抜本的値下げ、返還免除の奨学金の充実を求める必要がある。これには、数十億円規模の予算が必要となると思われるが、国家予算からすれば当然必要な経費として負担すべきである。

また、経済的に裕福でない者が法律家になる

道を確保するために、旧司法試験廃止後に予定されている予備試験コース（2011年開始）の合格者定員も、一定以上は確保し、法科大学院以外のコースの充実も検討されなければならない。

## イ 修習生の問題

現在、新司法修習期間は、前期修習が廃止され、実務修習も1クールが2ヶ月とされ、全体でわずかに1年間である。法科大学院では、一応要件事実等の実務教育もなされているとの建前であるが、実際には各法科大学院によって教育内容や習熟度はまちまちであり、新司法試験組は旧司法試験組と比較して起案の出来にバラツキが多いとの声も上がっている。また、実務修習も、検察・裁判修習の大人数化などで、十分な体制を組むことが出来ていない。弁護修習でも、期間が短く、手掛ける事件が著しく偏ってしまうなどの問題も指摘されている。

このような修習期間の短縮の結果、新60期司法修習生の2回試験の不合格者数は72名（6.0%）、新61期は101となり、いずれも過去最高の水準の不合格者数となった。また、最高裁の「司法修習生考試委員会」が、2回試験の合格留保者を対象に行ってきた3ヶ月後の追試を廃止し、新修習2回試験不合格者は全員翌年の試験で全科目を受験し直し、合格しなければ法曹資格を得られないことになった。これらの措置は、法曹の質を確保するために資格付与を厳格化するためだとされているが、これが本当に法曹の質向上に役立ち、そのための方法として適切だとはいえない。

このように、修習期間の短縮及び2回試験への恐怖心、後述する就職問題などで、修習生の生活も非常に余裕が無く、青法協修習生部会などの自主的活動は困難となっている。

さらに重大な問題として、修習生に公務員に準じて給料が支払われていた給費制度が、2010年をもって廃止され、これに代わって将来の返済が必要な貸与制が導入されることに決まっている。経済的に不安無く修習に専念できる環境を担保してきた給費制を廃止することは、修習生の身分を不安定なものにさせるのみならず、そもそも修習専念義務を尽くさせることを困難

にさせる。また、法科大学院生は、学費等の出費が多額であるが、アルバイトができないことから、生活費を奨学金や親族からの援助を受けて賄っているのが現状である。修習生になる者の中には、法科大学院当時の奨学金のみならず、生活費等のための借金も負担している者が相当数いる。こうした状況を見放して貸与制を強行すれば、修習生は修習修了までに莫大な借金を背負う者もあり、法曹としてスタートしてからの生活が窮地に追い込まれる可能性がある。

このように、法曹になった時点で莫大な経済的負担を負わされることになれば、貧しい者が弁護士となり、収入に見合わない人権事件などに取り組むことが著しく困難となる。

以上からすれば、必要な司法修習期間である1年半を確保可能な程度への司法試験合格者数の低減や、前期修習の復活、実務修習の充実、合格留保・追試制度の復活、修習資金給費制の存続を求めていくことが必要である。

それとともに、合格者数低減の影響を受ける新司法試験受験生のために、新司法試験が3回に限られるいわゆる三振制度の一時停止などを含めて、十分な経過措置を執る必要がある。

## ウ 就職難の問題

2009年6月の第3回日弁連理事会で報告された修習生の採用内定情報によると、現行62期は弁護士志望者45名が未定(26.3%)、新62期は428名が未定(36.7%)ということである。今や修習生の就職難は深刻であり、「ソク独」「ノキ弁」などという言葉もすっかり浸透している。各地の弁護士会が主催する事務所説明会では、1桁程度の参加事務所に対して、修習生が200名、300名と殺到するような異常事態が続いている。地方で修習している修習生などは、毎週のように高速バスで事務所訪問を重ね、中には交通費・宿泊費で30万円以上かかったという話や、就職のストレスで心身を病みかけているなどという話もある。

そして、こうした就職難は、青法協の修習生部会員であっても例外ではない。部会員同士で少ない採用枠を取り合う形になってしまったり、真面目に活動して人権活動への意欲にあふれる部会員であっても、就職する事務所が決まらな

いという事態が発生している。せっかく修習生部会に入って活動していても、就職先が無く「ソク独」や「ノキ弁」を余儀なくされれば、人権課題に積極的に取り組むことは困難となってしまう。

青法協としては、今後、修習生支援の一貫として、部会員への就職情報の提供などにもより一層力を入れて行く必要がある。

## (2) 弁護士増員と人権活動

### ア 弁護士の経済問題

昨年アメリカのリーマンショックに端を発した世界的金融不況と、弁護士大増員政策の影響か、都内各地の会員事務所において、今年は売り上げがこれまでになく厳しいという声が聞こえる。

現在の法曹増員政策は、2002年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画の「現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり」「今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっている」との提言に端を発している。しかし、「司法統計」によれば、日本の全裁判所における新受件数は、2003年をピークにほぼ減少に転じており、2000年から2006年の間で、弁護士1人当たりの訴訟需要は約33%減少している。

また、上記のように、新人弁護士は深刻な就職難の状況であり、「ノキ弁」「ソク独」の新人弁護士の中には、年収が200万円台の弁護士も多数出現している(週刊ダイヤモンド2009年8月29日号「弁護士大激変!」)。

このように、弁護士激増により、既存事務所の経営が悪化し、新人弁護士の採用に慎重になる結果、ますます新人弁護士の就職は困難になり、経済的に困窮した弁護士が大量に生み出されるという負のスパイラル現象が生じてきている。

### イ 弁護士の技量習得のための機会の喪失

現在の新人弁護士は、司法修習の期間が短く、かつてに比べて司法研修所の教育を満足に受けられない状況にある。しかも、就職難により「ノキ弁」や「ソク独」を強いられた場合、弁

護士に求められる技量習得のために必要なOJTが十分に行われないことになる。このように、弁護士増員政策は、法科大学院教育の歪みや司法修習期間の短縮による機能不全と相俟って、弁護士の技量低下を招き、自分の重大な利益や人生のかかった事件を依頼する顧客層に被害をもたらす結果となる。

また、従来 of 弁護士層についても、過当競争の中で収入確保のために非行に陥る者が生じる危険もある。実際、債務整理事件に絡んでいわゆる「整理屋」や「紹介屋」と提携し、懲戒処分を受ける弁護士もここ数年後を絶たない。

弁護士の質の問題については、その解決を市場の需給バランスにゆだね、弁護士を淘汰するという新自由主義的発想は、依頼者が弁護士の事件対応による被害を受ける危険を増大させる。また、それを理由に弁護士自治に対して政府などの国家権力の介入を招く危険もある。

## ウ 国民生活の現状と法曹、弁護士

小泉構造改革以来、国民の所得格差が拡大し、貧困問題も深刻化し、昨年以降の金融不況下においては、より一層その傾向が顕著である。昨年末の派遣村騒動などは、そうした現在の世相の象徴であろう。こうした状況下において、いわゆる人権派弁護士に期待される役割は非常に大きく、ことに最近、生活保護事件など貧困問題に取り組む若手弁護士の活躍は注目に値する。

しかし、弁護士がこうした人権課題に積極的に取り組むためには、最低限の経済的基盤の確立が不可欠である。上記のように極めて曖昧な見通しに基づいて推進された弁護士増員政策は、弁護士同士の過当競争を激化させ、弁護士が必ずしも経済的に合わない人権事件に取り組むことを困難にしてしまうシステムである。

したがって、今後も、こうした新自由主義的発想に基づく無責任な増員政策に対して、適正な人数に是正することを求めるなどの活動を継続していくことが重要である。

また、青法協としては、OJTの機会が不十分な新人弁護士に対して、具体的な事件処理等について、会員のベテラン弁護士と意見交換の場を設けるなどの活動が今後の検討課題といえよう。現在の新人弁護士の就職難の問題は、無

責任な増員路線のいわばしわ寄せを新人弁護士が受けているといえよう。こうした困難な状況の中でも、青法協のネットワークは、同じ人権擁護という志で一致でき、お互いに顔も見える関係にあって信頼関係も厚い。したがって、こうした貴重なネットワークを生かし、青法協として新人弁護士の支援を積極的に行っていくことが重要であろう。

それと同時に、これからは弁護士自身もこれまでの発想を転換する必要もある。今までの弁護士業務と同じ発想で事務所経営が苦しいと言っているばかりでは何も生まれない。たとえば、成年後見などの高齢化社会における法律問題など、時代の進展に伴い、弁護士に対する新たなニーズも多少は生まれつつある。弁護士自身も、こうした新たなニーズの掘り起こしや、新しい業務の在り方を研究していく努力が必要であろう。

## 2 始まった裁判員制度

(1) 裁判員制度が2009年5月21日から実施され、8月3日から6日まで東京地裁第1号事件の公判が行われた。「裁判への市民参加が実現した。」「裁判が分かりやすくなった。」という肯定的評価がある一方で、「判決は、ほとんど検察官主張の通りで、求刑16年に対して15年という極めて重い判決だった。」という批判があった。裁判員候補者100名のうち73名に呼出状が送付され、47名が出頭し、裁判長は「意外に高率」と評価した。

(2) 裁判員制度は、殺人や強盗致傷事件などの重大刑事事件について、原則として、裁判官3人、一般市民から選任された裁判員6人の9人で裁判体を構成し、有罪・無罪及び有罪の場合の量刑を評議により決定するという裁判制度である。刑事司法制度の存在意義、すなわち犯罪事実を認定し量刑を判断する手続きを法定する意味は、これらの手続きを経て、無実の者を処罰の対象からふるい落とすこと(無辜の不処罰)にある。しかし、冤罪は繰り返され、最近も、引野口事件(北九州市。殺人、非現住建造物放火)、志布志事件(鹿児島。選挙違反)、氷見事件(富山。強姦、強姦未遂)や、多数の

痴漢冤罪事件がある。

これら冤罪事件が生じた重大な原因の一つとして、いわゆる「人質司法」と密室での取調べのもとでの虚偽自白の強要とともに、職業裁判官が一般市民が虚偽自白に陥る心理を理解することができず、「人は自分に不利益な自白をするはずがない。」などとして、自白の任意性や信用性の判断を誤る場合が指摘されてきた。

したがって、刑事裁判の判断者として市民が参加し、市民としての健全な感覚を発揮することができるならば、誤判と冤罪を防止する力となるとする意見がある。従前の陪審制導入を求める運動なども、このような志向をもったものといえる。

我が国の裁判員制度は、市民だけで有罪・無罪を決める陪審員制度（イギリス、アメリカ、カナダ、ロシアなどで実施、韓国も今年から実施）、裁判官と市民と一緒に審理し有罪・無罪と有罪の場合の量刑を決める参審制（ドイツ、フランス、イタリアなど）の各国の制度を参考に、基本的には参審制に類似した国民の司法参加の制度として導入された。

日弁連は、司法改革審議会をはじめ、一連の司法改革に関する議論の中で、現行の職業裁判官による官僚裁判に対して批判的な立場から、国民の司法参加を要求として掲げ、裁判員制度の導入・実施に関して、基本的には肯定的な対応を行ってきた。

（３）この点、裁判員制度については、これを推進する議論とともに、主なものだけをあげても次のような課題が指摘されている。

まず、裁判員裁判では、公判前整理手続きが必要的であるが、ここには、①証拠の採否には裁判員は関与できない。②裁判官は整理段階で心証を形成している可能性がある。③整理手続き段階で提出しなかった証拠は、「やむを得ない事由」がなければ後に提出できない。訴訟は流動的なもので、早期に提示できない証拠もあり、被告人の防御権にとって重大な問題が生じる。

また、評議の段階では、①公判段階を経ることで、職業裁判官と裁判員に情報の格差が生じているのではないか。②裁判官の説示が適切・

公平に行われるか。③市民である裁判員が量刑に関わることは加重的負担ではないか。

これらはいずれも裁判員制度が誤判と冤罪の防止に資する制度として実現されるか否かに関わる論点である。また、これらは、市民が裁判員としてどのような役割を担うことになるのかにも関わっており、多くの国民が裁判員となることへの不安を表明していることからしても、ないがしろにできない論点である。

「市民である裁判員を長期間拘束できない」と裁判の「迅速化」を強調し、否認事件であっても、主張・立証の対象自体を制限し、主尋問30分以内、反対尋問15分以内を原則とすべきだとするなど、刑事裁判を形骸化させかねない研究が公表されていることも黙過できない。

さらに、国民世論の中にも、他人を処罰することに対する重圧感、職業・家庭生活への負担感などから、裁判員裁判への司法参加を積極歓迎する声は少数派にとどまっている。たとえば、昨年5月のNHK世論調査では、裁判員制度に裁判員として「参加したくない」と回答した人は77%であり、「参加したい」の15%を大幅に上回っていた。

（４）青法協東京支部は、人権擁護という共通の目標をもつ会員間にさまざまな議論がある中で、一律に一定の行動規範を押し付ける立場は取らない。

裁判員制度に反対する会員が少なからず存在する一方、制度の実施過程において、その円滑な運用のために尽力し、また被告人の権利を擁護する弁護人として関与する会員も多数存在する。青法協東京支部は、裁判員制度実施の具体的事例の集積を続けながら、裁判員制度についての検討と改善点の指摘をすすめ、今後会員相互間であるべき刑事司法制度について議論していく場を作っていきたい。

## V 支部活動の現状と

### 2010年の方針

## 1 活動の特徴と支部委員会

この数年50・60期代の会員の積極的な参加によって、活気ある活動が展開されてきたが、本年度は支部委員会等への参加会員の固定化する傾向にあった。

支部ニュースの発行、ホームページ開設、毎月の学習会企画などの支部委員会活動が活発に行われているが、2010年度はさらなる発展を目指したい。

## 2 広報の充実

支部ニュースの発行に加え、ホームページによる情報発信を本年度も行った。学習会の案内、支部ニュース記事、その他会員からのお知らせの掲載など、会員に役立ち、また東京支部から一般市民への発信の場となるホームページを目指しているが、学習会の掲載などが遅れることが度々あり、来年度は、迅速な情報の提供とともに、会員事務所のリンクの増加など、より充実したホームページを目指したい。各会員事務所の掲載について、ぜひご協力いただきたい。

## 3 メーリングリストの活用

2005年に立ち上がった全会員向けMLにおいて、会員間の社会的課題に関する情報交換や討論が活発に行われ、総会や定例会へのテーマへと発展している。2010年度は、「6会員向け企画」においても検討するとおり、上記情報交換に加え、青法協会員としての一般業務への向き合い方やノウハウについての情報交換を中心としたMLの立ち上げも検討していきたい。

## 4 合宿

昨年から、恒例の夏合宿に加え、春合宿も行っている。本年度の春合宿では派遣村の立て役者の棗一郎会員に「労働弁護士から派遣村へ」と題し、お話しいただいた。また、企業の研修などでも活躍されている研修教育コンサルタントの守屋佳美さんを講師に「依頼者から見た弁護士は？」と題し、法律相談のありかたについて、ロールプレイングを行った。

また、夏合宿においては、最高裁逆転冤罪名倉事件に関し、各種冤罪事件の弁護人として活

躍されている今村核会員に講演をいただいた。さらに、その後の模擬接見ロールプレイを企画し、研鑽を深めた。

夕食や懇親会においては、会員相互や修習生・ロースクール生・学生との深め、後継者のみなさんにとっても社会的課題に取り組む弁護士像をリアルに感じていただいた。

## 5 定例学習会

後継者支援として、司法修習生・法科大学院生・学生向けに行っている毎月の定例学習会は、前述の通り毎回10～30名の参加があり、充実したものとなっている。この1年間、開催した学習会は、以下の通りである。

- 08年11月 法律相談ロールプレイ
- 09年1月 弁護士のための交渉術  
(原和良会員)
- 2月 派遣切り、期間工切り  
～いすゞ事件や派遣村の体験を交えて  
(林治会員)
- 4月 高知高校生落雷事故 控訴審差戻判決  
(村中貴之会員・佐藤香代会員)
- 5月 人権弁護士って食べていけるの？  
～人権派弁護士の経営術～  
(尾林芳匡会員)
- 6月 都立七生養護学校  
「こころとからだの学習」裁判  
(小林善亮会員)
- 7月 依頼者と弁護士のためのメンタル・ケア  
(東京女子医大ソーシャルワーカー  
小野賢一さん)
- 9月 在日ブラジル人問題についての  
若手弁護士の取り組み  
(枝川充志会員)

来年度も、会員が関わっている社会的課題についての発信と、後継者養成の場として、活用していきたい。

## 6 会員向け企画

前述のように本年度も修習生支援の活動が充実をみせているが、会員の拡大にも資すると同時に、会員向けのスキルアップ企画として、春

合宿において「依頼者から見た弁護士は？」と題し法律相談のありかたについて、ロールプレイングを行った。

また、夏合宿においては、模擬接見のロールプレイングを企画した。参加した会員やロースクール生に弁護人役を担当してもらい、講師の今村核会員やベテラン先輩会員から第一回の接見のポイントについて、貴重なアドバイスがなされた。

また、夏合宿において、弁護士人口が増大する中で、社会的課題のみならず日常の一般事件においても、青年法律家協会に属する弁護士として、会員同士の情報交換や切磋琢磨の機会を設けるべきとの議論がなされた。2010年度は、定例会やMLなどで、若手弁護士をバックアップする企画を進めていく年としたい。

## 7 定期総会時期の変更

近年、新会員の登録が9月と12月となったことから当支部の定期総会を2月に行うのが適切ではないかという観点から、当支部規約の改正を提案したい。

これまで、定期総会が新会員の紹介の場となっていた。また、定期総会にて支部委員の就任の承認決議も行い、新入会員には、承認頂けるかぎり支部委員となっただき、支部の活

動に積極的に参加していただいていた。

しかし、新修習終了の新会員の場合、10月開催が維持されると、入会后10ヶ月たって初めての紹介となってしまい、時期を逸していることになる。

また、登録後10ヶ月たって初めて支部委員として承認されるということにもなってしまいが、できれば登録直後から支部委員として積極的に支部活動に関わっていただきたい。

以上の観点から、総会時期を新修習終了後の新会員の登録時期（1月）にあわせ、2月の開催と変更したい。また、総会時期の変更にとともに、会計年度の変更もあわせて提案する。

具体的な改正内容としては、当支部規約4条「本支部は毎年1回定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開く。」及び同17条「会計年度は10月1日より翌年9月30日とする。」のうち、17条を「会計年度は1月1日より翌年12月31日とする。」と改正し、付則に「2010年度の会計年度を、17条改正のための経過措置として、2009年10月1日より2010年12月31日とする。」と改正したい。

以上

### 弘済会館案内図

東京都千代田区麹町5-1 (TEL 03-5276-0333)



四谷駅（JR、丸ノ内線、南北線）から徒歩5分  
 麹町駅（有楽町線）から徒歩5分

# 法政大学の学生弾圧に対し無罪判決

弁護士 河村健夫

1 さる9月14日に、法政大学の学生ら2名が大学の教職員らに対して暴行したとして起訴されていた事件について、東京地裁刑事18部にて無罪判決を勝ち取りましたので報告します。

2 起訴された行為は、2007年4月27日に被告人Aが①法政大学教職員安東学生部長の首を絞め②安東学生部長に体当たりし③法政大学教職員佐藤氏を投げ飛ばしたとされる事件と、2008年4月11日に被告人Aが④法政大学外濠門を警備中の星警備員の顔面を殴打し⑤警備員らに体当たりし、同時刻ころ被告人Bが⑥法政大学外濠門を警備中の正木警備員の顔面を殴打し⑦警備員らに体当たりした、とされる7行為でした。2007年の事件の審理中保釈となった被告人Aが、保釈中に2008年の事件を起こしたとして被告人Bとともに併合審理されていました。

判決は、①の行為については実行行為が存在したと認めて有罪としましたが（懲役3月、刑期に満つるまで未決算入、執行猶予3年）、⑥と⑦の行為については、実行行為そのものの存在が認められないとの理由で無罪とし、残りの行為については、実行行為そのものは存在したが違法性が阻却されるとの理由で無罪としました。

判決が違法性阻却とした理由についても興味深く、③の行為について被害者が倒れかかってきたことを避けるための緊急避難としていることに加え、残りの行為について暴行行為は存在するものの被告人らの行為はなお社会的相当性の範囲内であるという理由で違法性を阻却しました。

3 法政大学では、2006年2月に、従来自由に製作配布できた立て看板やビラまきを当局の許可制とする趣旨の規制が導入されて以降、

これに反対する学生らと当局との対立が続いています。

法政大学当局は、当局に批判的な学生（例えば、学内学生集会の参加者）に対し、教職員らがビデオカメラで撮影して「面割り」を行い、各校門に顔写真をまるで「手配書」のように設置して当該学生が出入りするたびに警備員が聞こえよがしに「アゴ（当局がつけた侮辱的なあだ名）、〇時〇分入構」などと叫びます。教職員らは、当該学生と立ち話をした友人に「アイツと付き合ってるのか」「お前も学生証を見せろ。本当に法大生か」などと威嚇します。警備員は、法大当局によって退学処分を受け入構禁止とされた学生に対し、襲いかかって暴力を振るって学外にたたき出します（明らかな警備業法違反です）。学費を支払っているにもかかわらず、当局に批判的な学生に対して学則にもない「自宅謹慎処分」を科して授業を取らせなかったり、何らの懲戒手続きも経ずに学内に入構させなかったり、自習室の入室カードを使用不能にしたりと、これが高等教育機関の行う行為かと思われるような「嫌がらせ」を継続しています。

4 公判では、上記のような法政大学の現状について証人尋問を通じて徹底的に明らかにしてゆきました。判決公判まで2年以上という期間を要する裁判になりましたが、その過程で、法政大学が警備業法違反を隠蔽するために警備員にジャージの上下を着用させて学生らに対する暴行に及び、検察の調書において当該警備員の身分について「法政大学の嘱託職員」と偽装させていたことが判明しました。また、大学当局者の証言により、法政大学は対立の当初学生らの入構禁止の仮処分を画策したものの、弁護士から仮処分決定を得ることは困難である旨の回答を受けて方針を変更し、上記警備員らによる

違法な自力救済方針を採用したとの経緯があることも、明らかになりました。

このような学生運動を巡る「公安事件」では、どうしても裁判所に対して原則論を押し通すことが多くなり、また、検察官との対立場面も多くなります。そのようなエネルギーのいる局面が連続する中で、常に「もう一步」と材料を探し、徹底して食いつく反対尋問を行い、不当な尋問や措置には即座に異議を出して反撃するという弁護活動を終始行うことができたことが、最大の収穫です。常に裁判所にとって目新しいこと、興味をそそる出来事を提示してゆけたことが、鋭角的な反対尋問を何度も続行させることができた理由ではないかと思えます。

5 法政大学の事件は、ともすると「過激派」による騒擾事件と受け取られてしまいますが、

より普遍的に、大学における表現の自由という論点を中心の事件です。問題の本質には、新自由主義のもと、学生を企業で「使える」一種の商品として送り出してゆく方向に法政大学が変質していったことに対する学生らのプロテストという側面が含まれています。

今回の事件では無罪判決を勝ち取りましたが、法政大学では2006年以降逮捕者延べ110人、起訴された人は延べ33名にも上ります。今後も法政大学関連の事件に目を向けてやってください。

なお、「顔面を殴られた」という証言について「信用できない」と断罪された暴力警備員2名は、判決後は法政大学に姿を現していないそうです。よかった、よかった。

## 例会 報告

<9月例会>……9月29日

### 在日ブラジル人問題を考える

講師：枝川充志弁護士  
(在日ブラジル人等問題弁護団  
東京合同法律事務所)

この例会は、私が大学で所属しているALSAという組織を通して参加させて頂いた。ALSAという組織がどのようなものか、わからない方もいらっしゃると思うので、簡潔に説明させて頂くと、The Asian Law Student's Associationの略であり、邦名はアジア法学生協会である。普段は様々な社会問題に関してディスカッションをして、長期休暇には海外の法学生と交流をする団体である。大学1年生でしかない私が、今回の例会に参加させて頂いたのは、この組織の伝手によるものである。

勉強不足なもので、私は在日ブラジル人問題についてほとんど知識がなかった。ゆえに恥ず

かしながら、今回はどのようなテーマで、どのような報告になるのか、ということについても右も左もわからぬという状態であった。



私はこの報告会を通じて、何の罪もない在日ブラジル人の子供が、学校にすら行くことができないという悲惨な現状を知ることができた。そして、何故そのような状況になってしまったかということについても十分に理解できたと感じている。

正直な事を言えば、私自身はまだ無力な大学生であり、今すぐこの問題を解決するために動くことは無理であろう。それでも今回の例会に参加したことには確かな意義があるはずである。先述のように私はこのような問題があることを全く知らずに生きてきた。しかし、今回はそういう問題が実際に起きており、日本でも大きな問題になっているということを知り・学ぶことができた。これは自分の見聞を広めるのに大きな一歩となっているはずである。私は大学生活というものは、とにかく物事を知りそこから自分なりに考え、稚拙ながらも自分の意見を持ち、そしてそれを自分の言葉で表現するための期間と考えている。そしてこの例会はブラジル人問題について、私独自の意見を持つためのよいステップになった。

この例会で私が強く印象に残っているのは、自分が「未就学の児童は最終的にどうなってし

まうのか？」と質問した時に、「結局どこに行ってしまうのかはわからない。やはり国に帰らざるをえないのではないのか？」と枝川先生にお答えいただいたことである。少し私は想像してみた。家族でブラジルから日本に行き、そこで文化の壁を感じながら生きていた時に、ある日突然父親が仕事をやめさせられ、結局母国に帰ることになってしまう子供たちのことを。様々なことに興味を持ち、知的好奇心を養っていくのに良い機会である時期に、そんなことがあったらとても勉強どころではないのであろう。

このような不幸な子供たちをこれ以上増やさないようにすれば、どのようにすればいいのか。私には全く解決策が思いつかない。しかし、これだけはできる。私は、この問題を他の学生にもっと伝えようと思う。そうすることにより、小規模でありながら大学生の問題意識も良い方向に変わっていくと私は信じている。それが、大学生として参加した私の今回の使命なのではないであろうか。

(立教大学法学部1年 北潟丈晴)

連載



風に逆らって(6)

## ピョンヤンからソウルまで

前田 朗(東京造形大学)

ピョンヤンから近郊の農場へ向かう途中、道路をまたぐアーチ型の記念碑が建設中だった。南からの使節団を迎える歓迎アーチだという。6・15後の南北和解の時期が続き、そろそろということでソウルからの代表団を迎える記念碑をつくっていたのだ。

ピョンヤンから周辺に繋がる幹線道路にはさ

まざまな記念碑や塔や、スローガンを掲げた看板が設置されている。空港から市内へ向かう途中の巨大な凱旋門は有名だ。南北交流が本格化すれば、ソウルからの代表団がやって来ると、ピョンヤンの手前で歓迎アーチに出会うことになる。

しかし、来るべき使節団は、まだ、来ていない。

ソウルからピョンヤンまで タクシーで5万ウォン  
モスクワにも月にもゆけ 行けぬとこはないのに  
光州よりもっと近い ピョンヤンへ何故ゆけぬ  
わが民族われらの土地 ピョンヤンへ何故ゆけぬ  
クラクション鳴らして ソウルからピョンヤンまで



ピョンヤン郊外の東明王陵記念碑

### 夢でもいい思いっきり 走ってみようよ

(作詞：チョ・ジェヒョン、

日本語歌詞：ノレの会)

ソウル駅前で酔っ払ってタクシーをつかまえて「ピョンヤンへ行け！」と叫んでいるおじさんがいたとか。その様子を歌った「労働者歌謡団」のユン・ミンソクの歌だ。1991年の作品で、軽快なリズムでユーモラスだが、南北統一の願いを込めた作品として広く歌われたという。

1992年、韓国で「労働者歌謡団」と「いのちの歌イエウルリム」がもとになって「希望の歌コッタジ」が結成された。「イヌナズナ」という意味だ。コッタジの合法初アルバム『禁止の壁を越え、自由を歌おう』は1994年に発表された。「合法アルバム」だ。つまり、非合法もあったということだ。

1980年代から90年代前半、労働運動や農民運動が飛躍的に発展したが、ノ・テウ政権は猛烈な弾圧を加えた。「白骨団」による学生殺害事件をきっかけに首相が辞任に追い込まれ、1992年選挙で金泳三政権が誕生した。金政権は文民政府とはいえ、大衆運動への弾圧はむしろ激烈となっていった。そんな時代にコッタジは、闘いの現場から敢然と激しく、鮮やかな歌の数々を生み出していった。

踏まれても踏まれても生き抜いてゆく解放運

動をうたった叙情曲「たんぽぽのように」。打ちひしがれた労働者の心の扉を開け放ち、希望の夢を注ぐ「希望の歌」。くじけず揺るがず未来に向かう「岩のように」。コッタジ初来日「コンサート」ではこれらの曲が続いた。

労働運動が沈滞し、学生運動が消滅し、ともに闘いの歌をうたう「時代が終わった」日本では、コッタジの懸命の闘いは眩しいほどだった。1996年、コッタジ・メンバーが国家保安法違反容疑で逮捕された。音楽そのものへの弾圧に対して、コッタジは50日間の街頭公演で闘った。そして、日韓民

衆の連帯に取り組む市民は「コッタジ応援団」をつくり、日本語訳をつけて歌い始めた。

バリケードの向こうにある最後の勝利をめざす「つかめ！われらの解放を」。弾圧の前でしおれながらも心を癒し歩き始める人を歌った「人は花より美しい」。

弾圧の嵐を乗り越え、民主化運動を音楽で支え続けたコッタジの歌はいまも韓国で響く。

4・3事件60周年シンポジウムのために訪れた済州島のカラオケ屋で、「人は花より美しい」や「ソウルからピョンヤンまで」を歌う人々の姿に、現代韓国大衆運動の軌跡と奇跡を思わずにいらなかった。

コッタジは何度も来日し、日本でも徐々に知られるようになった。コッタジをはじめとする韓国歌謡を収めた『歌よ、はばたけ！』（つげ書房新社）、2008～09年のコンサートを収録したDVD『2009コッタジ、歌の夢』（希望の歌コッタジ）がお奨めだ。

それでは朝鮮ではコッタジは知られているのだろうか。ピョンヤンで聞いた限りでは残念ながらあまり知られていないようだった。音楽の南北統一もこれからの課題だ。ソウルからピョンヤンまで、ピョンヤンからソウルまで。

### <コッタジ応援団>

<http://www.jca.apc.org/~ozawa/main.html>